

熊本市結核予防費補助金の交付を希望される皆様へ

書類を提出される場合は、下記の事項に留意していただきますようお願いいたします。

① 補助金交付の対象施設について

	学校	施設
対象事業者	私立学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く）の設置者	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3～第6号に規定する施設の設置者 ※例：養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
対象事業	上記学校の学生又は生徒で <u>入学した年度に実施</u> している結核の健康診断	上記施設に入所している <u>65歳以上の者（当該年度に65歳に達する者も含む）</u> に対して、 <u>毎年度実施している結核の健康診断</u>

② 申請者名及び印鑑について

委任状以外は押印不要です。

提出書類は、全て同一の住所・名称・代表者名でお願いします。

③ 書類の日付について

補助金等交付申請書【様式第1号】、令和8年度（2026年度）結核予防費予算書（抄本）【参考1】は、結核の定期健康診断を実施する前の日付（同日も含む）で作成してください。

例 1

4月20日に健康診断を実施する場合⇒4月1日～20日の間の日付で作成してください。

例 2

7月20日に健康診断を実施する場合⇒4月1日～7月20日の間の日付で作成してください。

例 3

7月31日以降に健康診断を実施する場合⇒4月1日～7月31日の間の日付で提出してください。

④ 申請書等の記入・訂正について

・誤記等により訂正を行う場合は、

（委任状について）

・委任状は、鉛筆や消せるボールペン等での記入はしないでください。

・首標金額（補助金交付申請書の申請額）の訂正は不可となっております。誤記等の際は申請書を再度記入していただきますようお願いいたします。